○外務省告示第二百十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十年外務省告示第二百十三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成三十年六月五日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） 1．～643.　［略］ 644. レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（別称：(a)ハイアト・タハリール・アル・シャーム（ＨＴＳ）（ハイアト・タハリール・アル・シャーム；ハイアト・タハリール・アル・シャーム；ハイアト・タハリール・アル・シャーム；シリア解放委員会；レバント解放委員会；シャーム解放委員会；レバント解放組織タハリール・アル・シャーム；タハリール・アル・シャーム・ハイアト）(b)ザ・ビクトリー戦線；ジャブハト・アル・ヌスラ；ジャブヘト・アル・ヌスラ；アル・ヌスラ戦線；アル・ヌスラ戦線(c)ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム；ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム；ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム；ジャブハト・ファテハ・アル・シャーム；ファタハ・アル・シャーム戦線；ファテハ・アル・シャーム戦線(d)レバント征服戦線(e)アル・シャーム解放戦線(f)シリア／レバント征服戦線(g)レバント解放戦線(h)シリア征服戦線(i)アンサール・アル・ムジャーヒディーン・ネットワーク―下部部隊名(j)ジハードの戦場におけるレバントのムジャーヒディーン―下部部隊名） AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE LEVANT (original script : جبهة النصرة لأهل الشام) (a.k.a. : (a)Hay'at Tahrir al-Sham (HTS) ((original script : هيئة تحرير الشام) ; Hay'at Tahrir al-Sham ; Hay'et Tahrir al-Sham ; Hayat Tahrir al-Sham ; Assembly for the Liberation of Syria ; Assembly for the Liberation of the Levant ; Liberation of al-Sham Commission ; Liberation of the Levant Organisation Tahrir al-Sham ; Tahrir al-Sham Hay'at) (b)جبهة النصرة (the Victory Front ; Jabhat al-Nusrah ; Jabhet al-Nusra ; Al-Nusrah Front ; Al-Nusra Front) (c)جبهة فتح الشام (Jabhat Fath al Sham ; Jabhat Fath al-Sham ; Jabhat Fatah al-Sham ; Jabhat Fateh Al-Sham ; Fatah al-Sham Front ; Fateh al-Sham Front) (d)Conquest of the Levant Front (e)The Front for the Liberation of al Sham (f)Front for the Conquest of Syria／the Levant (g)Front for the Liberation of the Levant (h)Front for the Conquest of Syria (i)شبكة أنصار المجاهدين (Ansar al-Mujahideen Network-sub-unit name) (j)مجاهدو الشام في ساحات الجهاد (Levantine Mujahideen on the Battlefields of Jihad-sub-unit name))	（別表） 1．～643.　［同左］ 644. レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（別称：(a)ザ・ビクトリー戦線(b)ジャブハット・アル・ヌスラ(c)ジャブヘット・アル・ヌスラ(d)アル・ヌスラ戦線(e)アル・ヌスラ戦線(f)ジャブハット・ファタフ・アル・シャム(g)ジャブハット・ファタフ・アル・シャム(h)ジャブハット・ファタハ・アル・シャム(i)ジャブハット・ファテフ・アル・シャム(j)ファタハ・アル・シャム戦線(k)ファテフ・アル・シャム戦線(l)レバント征服戦線(m)アル・シャム解放戦線(n)シリア／レバント征服戦線(o)レバント解放戦線(p)シリア征服戦線(q)アンサル・アル・ムジャヒディン・ネットワーク―下部部隊英語名(r)ジハードの戦場におけるレバントのムジャヒディン―下部部隊英語名） AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE LEVANT (a.k.a. : (a)the Victory Front (b)Jabhat al-Nusrah (c)Jabhet al-Nusra (d)Al-Nusrah Front (e)Al-Nusra Front (f)Jabhat Fath al Sham (g)Jabhat Fath al-Sham (h)Jabhat Fatah al-Sham (i)Jabhat Fateh Al-Sham (j)Fatah al-Sham Front (k)Fateh al-Sham Front (l)Conquest of the Levant Front (m)The Front for the Liberation of al Sham (n)Front for the Conquest of Syria／the Levant (o)Front for the Liberation of the Levant (p)Front for the Conquest of Syria (q)Ansar al-Mujahideen Network-sub-unit name (r)Levantine Mujahideen on the Battlefields of Jihad-sub-unit name) 旧称：不明 所在地：(a)シリア・アラブ共和国（活動地）(b)イラク（支援ネットワークあり） 国連制裁委員会による指定日：2014年５月14日（2017年６月７日に改訂） その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定した団体）と連携している。アル・カーイダの外国人工作員と共に，シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり，テロ活動やゲリラ活動を行うために，シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）及びアスバト・アルアンサル（172. に指定した団体）の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載のイラク・レバントのイスラム国，及びその指導者である，イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・ア